

第 6 章

結論

6-1 本研究の結論

6-1-1 目的1の結論

目的1：交付金制度の実施状況を把握する。

目的1について次のことが明らかになった。

- ①「交付金制度の全体予算と支出」については、交付金制度予算のうちで実際に交付されている金額は廃棄物処理施設整備費に含まれるもので平成17年度が28.6%、18年度が55.5%、19年度が49.7%となっており、用意された予算が十分に交付されていないといえる。
- ②「市町村ごとの交付金の使用状況」については、いずれの年度においても約70%以上の市町村が交付された額を100%使用しており、市町村においては、交付された金額は大半が同年度のうちに使用されているといえる。
- ③「交付金事業の内示状況」については、全体の内示件数は制度開始年度から3年間で2倍、3倍と増加している。また、事業の種類別の割合には大きな変化は見られない。

交付金制度の開始から約3年が経過するが、交付金事業の内示件数および市町村での交付金の使用率からみて、交付金制度を利用した施設整備は順調に進められていると思われる。交付金全体予算の支出の割合が少ない点を改善するには、各市町村における地域計画、事業計画と実際の事業の進捗との隔たりを押さえる等の方法を探る必要がある。

6-1-2 目的2の結論

目的2：交付対象市町村の立場から見た交付金制度の評価を明らかにする。

目的2について次のことが明らかになった。

- ①地域計画案の作成作業は多くの市町村にとって困難な作業であり、新たに設定された計画地域における廃棄物処理の現状および将来予測、目標の設定に苦心することが多い。市町村によってはコンサル業者に作業を委託する必要がある、地域計画策定に長期間を要する。
- ②地域協議会については、構成メンバーは市町村関係者、都道府県関係者、環境省関係者から成るパターンが最も多く、問題なく1回の開催で終了するケースが殆どである。協議会中の重要な意見は環境省の地域計画に関する指摘が大部分を占め、協議会以外でも環境省からの指導・指摘を受ける市町村はある。協議会は必要不可欠であるとする市町村は半数程度である。
- ③交付申請では、環境省の内示金額は概ね市町村の希望通りであり、交付申請額も内示額と同額での申請が多いが、工事契約を行う時期や複数年事業の実施等の要因により様々な申請パターンがあり申請額も変動する。また、事業の種類異なるもの（特に浄化槽設置整備事業）について個別に申請できた方がよいとする市町村は半数以上ある。

- ④交付金の運用については、年度間流用が約 3 割程度の市町村で実施されており、市町村が事業の遅延等の不測の事態に対応するために役立っている。ただし、年度間流用、事業間流用ともに予算・決算の整合性をとることが問題となる。
- ⑤事業実施および事後評価については、交付金事業実施は特に大きな問題もなく実施されており、事業実績報告書の内容も大半は予定通りとなっている。
- ⑥その他交付金制度全般については、交付金制度の事務は補助金制度と比して簡素化されていると感じる市町村は約 60%である。また、交付要綱・交付取扱要領の内容に対して満足している市町村は少なく、交付対象内外の取扱いに関する記述等に改善の余地がある。

市町村の立場から見ると、交付金制度は交付申請段階以降においては有利な面が多い。年度間流用等によりある程度の融通が利くので、さまざまな状況に応じて交付申請、交付金の運用が可能であることその他、前補助金制度に比して事務の簡素化が感じられている点も評価できる。地域計画の策定は、市町村ごとに手間や難度が異なるので、廃棄物処理の現状および将来予測等の市町村が困難だと感じる箇所の作成方法についての指導、計画地域の設定方法を改善することで、地域計画が策定しやすくなると思われる。地域協議会の開催は、全ての市町村から必要とはされておらず、義務付けが廃止される方向であるが、国と地方の協働が十分であるのかが懸念される。

6-2 今後の課題

本研究では、主に市町村の立場に立って交付金制度の詳細、現場に着目したが、交付金制度における都道府県や環境省の役割、市町村との関係を詳しく見ることができていない。それぞれの交付金制度の捉え方を比較することが有意義であると考えられる。

また、地域計画の計画期間が終了した市町村がないため、計画全体に対する事後評価の事例について調査することができなかった。交付金制度の開始から約 5 年が経過した後には、事後評価のあり方、地域計画のフォローアップについても含めて交付金制度の実施状況を見ていく必要があると思われる。